

犯罪による収益の移転防止に関する法律第15条の規定による報告又は資料の徴収及び同法第16条の規定による立入検査に関する内規

平成20年2月29日
公安委員会内規第2号

(趣旨)

第1条 この内規は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第15条の規定による報告又は資料の徴収及び法第16条の規定による立入検査について必要な事項を定めるものとする。

(報告又は資料の徴収)

第2条 法第15条の規定による報告又は資料の徴収は、報告要求書（別記第1号様式）又は資料提出要求書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の報告要求書又は資料提出要求書を交付したときは、受領書を徴するものとする。

3 資料の提出を受けるときは、資料とあわせて要求資料提出書（別記第2号様式）を徴するとともに、提出資料受領書（別記第3号様式）を交付するものとする。

(資料の返還)

第3条 提出を受けた資料を返還するとき、提出資料還付請書（別記第4号様式）を徴するものとする。

(立入検査をする職員)

第4条 山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第16条第1項の規定による立入検査をさせることができる職員（以下「立入検査職員」という。）を、次に掲げる職員のうちから指定するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 生活安全部生活安全企画課に勤務する警察官及び警察官以外の職員

(2) 警察署生活安全課又は刑事・生活安全課に勤務する警察官

(身分証明書の交付)

第5条 公安委員会は、前条の規定により指定をした職員に対しては、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の返納)

第6条 立入検査職員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに身分証明書を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 退職したとき。

(2) 長期にわたり職務に従事しないとき。

(3) 人事異動又は分掌異動を命じられたとき。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、報告又は資料の徴収及び立入検査について必要な事項は、警察本部長が定める。